

村上市と胎内市沖の海域において

# 洋上風力発電事業について お知らせします

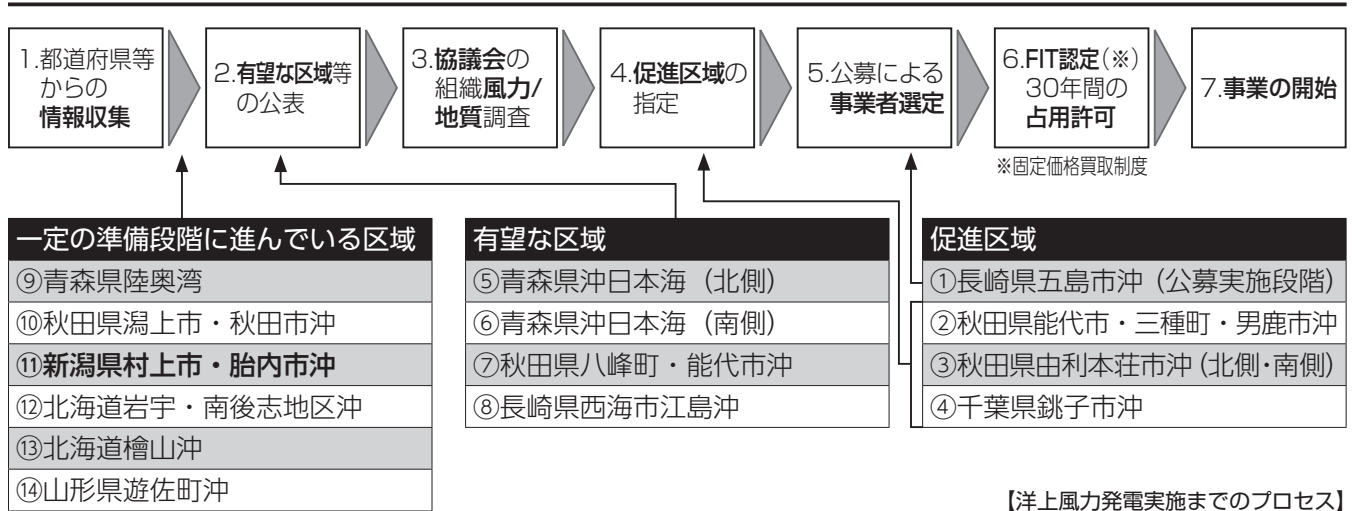
●問い合わせ  
環境課環境政策室  
☎53-2111 (内線3320)

市では、一般海域に関する国内法が未整備であった状況の中で、平成26年度から30年度にかけて洋上風力発電に関する導入研究を進めてきました。現在は、国による「海洋再生可能エネルギー発電施設の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」(以下、再エネ海域利用法)が平成30年12月7日に公布されたことから、国や県が主導となり、全国の一般海域で市町村の枠を超えた候補海域で検討が進められています。

## 国内の洋上風力発電開発の現状

洋上風力発電事業は、再エネ海域利用法に基づき、国から促進地域に指定された区域ごとに事業者の公募が行われ、選定されます。

現在は全国で4つの区域が既に国の促進地域に指定されているほか、これとは別に4つの地域が促進地域の前段階である有望な地域に整理されています。



【洋上風力発電実施までのプロセス】

## 村上市と胎内市沖における 洋上風力発電事業について

新潟県では村上市・胎内市沖の海域について、風況が良好であることから、洋上風力発電事業の候補区域として検討を進めており、県を事務局とする新潟県洋上風力発電導入研究会、村上市・胎内市沖地域部会および環境影響専門部会を設け、関係者と協議を進めております。村上市も関係者の一員として協議に参加しています。

## 村上市・胎内市沖の段階

村上市・胎内市沖は昨年「一定の準備段階に進んでいる区域」として整理されましたが、本年の整理で「有望な地域」としての選定には至りませんでした。

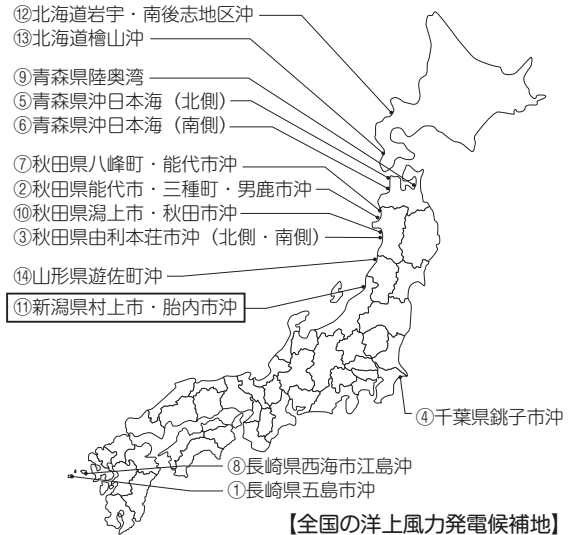
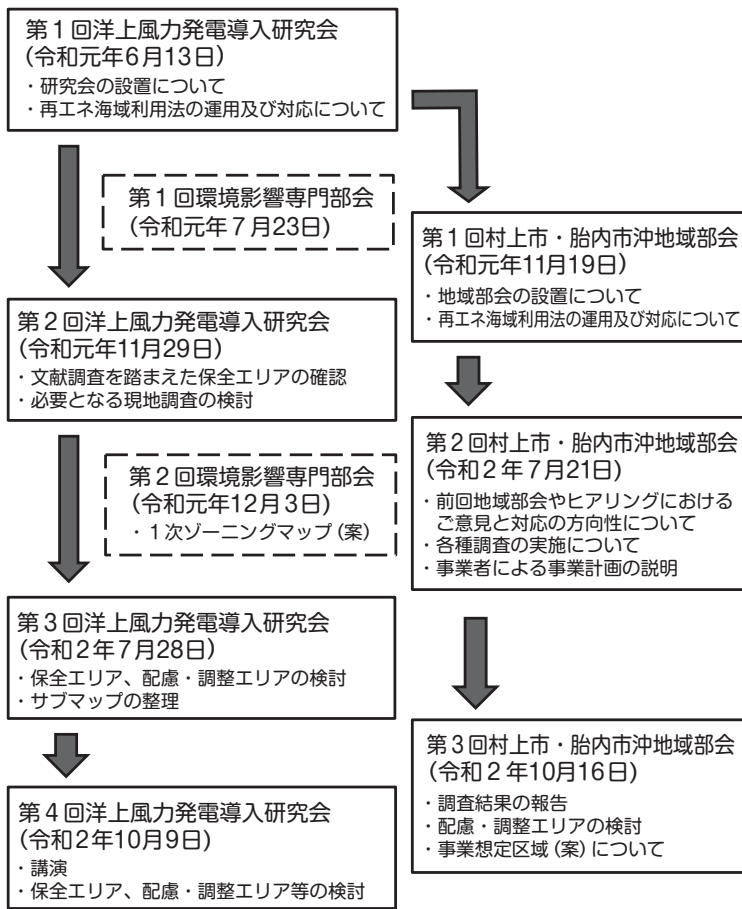
国からは、有望な地域に選定されるための本区域の進め方の留意事項として「系統の確保(※1)」と「利害関係者の特定および調整(※2)」が必要であることが示されています。

※1 系統の確保とは、発電設備が電力事業者の送配電網に接続される見込みがあること

※2 利害関係者の特定および調整とは、漁業者をはじめとする利害関係者の合意形成に向けて調整(adjust)のこと



## これまでの新潟県洋上風力発電導入研究会、 村上市・胎内市沖地域部会の開催状況



### 地域環境への影響調査の 実施状況

現在、洋上風力発電事業が村上市・胎内市沖海域へどのような環境影響を与えるかさまざまな調査が行われています。

【新潟県によるゾーニング実証事業】  
新潟県沖および沿岸海域を対象に、関係者間で協議しながら、環境保全、事業性、社会的調整に係る情報の重ね合わせを総合的に評価し、ゾーニング(エリア分けした)マップなどに取り

まとめる実証事業です。エリアは、環境保全を優先することが考えられる「保全エリア」、立地にあたって調整が必要な「配慮・調整エリア」、そして環境・社会面から導入を促進しうる「導入促進エリア」に分類されます。

【環境省による水中音調査事業】  
再生可能エネルギー導入の基礎資料となるよう、全国のさまざまな海域の水中音の状況を調査・解析し、環境影響評価に活用できることを目的にした調査事業です。

北海道から鹿児島県におよぶ合計10海域で調査され、村上市沖海域も対象海域に入っています。調査事業は令和3年3月31日までの期間で実施されます。

### 洋上風力発電市民フォーラム開催

地域住民に向けた洋上風力発電についての市民フォーラムを開催します。

- とき 11月14日(土) 午後1時30分～3時30分
- ところ 市民ふれあいセンター大ホール
- 定員 500人程度  
※感染症対策のため、聴講者全員の連絡先などの記入、隣の席との間を空けて着席していただきます
- 申し込み 新潟県および市ホームページでお知らせします。
- 問い合わせ 環境課環境政策室  
☎53-2111 (内線3320)

市HP関連ページ